

# 府中市公共建築物等木材利用促進方針

平成24年9月1日制定

この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、府中市が整備する公共建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年10月4日農林水産省、国土交通省告示第3号。以下「基本方針」という。）に即して府中市が整備する、区域内の公共建築物等における木材利用促進意義・効果、木材の利用を促進すべき公共建築物、公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲、木材の利用の目標、公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項、その他公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項を定める。

## 第1 府中市の区域内の公共建築物における木材利用促進意義・効果

### (1) 木材の利用促進の意義

森林は、国土の保全、水源かん養、自然環境の保全、公衆の保健、林産物の供給等の多面的機能の発揮により市民生活及び経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、森林の有する多面的機能が、持続されることが極めて重要である。

現在、戦後植林された人工林資源が利用段階を迎えつつあるが、木材価格の低迷等から、林業生産活動は停滞し、森林の有する多面的機能の低下が懸念されている。

木材の利用促進は、森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続と山村をはじめとする地域経済の活性化にも資するものである。

このため、建築材として木材の利用を推進することは、健康で温もりのある快適な生活空間の形成、二酸化炭素排出の抑制、建築物等における炭素固定量の拡大などを通じて、地球温暖化の防止や循環型社会の形成に貢献することが期待される。

### (2) 木材の利用促進の効果

公共建築物は広く市民一般の利用に供されるにもかかわらず、木造率が低いなど木材の利用が低位にとどまっていることから、木材利用の拡大を図る余地が大きく、潜在的な木材の需要が期待できる。

また、公共建築物に重点を置いて木材の利用の促進を図ることにより、直接的な効果はもとより、一般住宅等の建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

## 第2 木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、市内に整備される法第2条第1

項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下の建築物である。

**(1) 府中市が整備する公共の用又は公用に供する建築物**

広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、格技場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、市の事務・事業等

**(2) 府中市以外の者が整備する1に準ずる建築物**

府中市以外の者が整備する建築物であって、学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）等で、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる建築物等

**第3 公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向**

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。

具体的には、建築材料としての木材の利用の促進の観点からは、木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、建築材料以外の木材の利用の促進の観点からは、公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図る。さらに、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

このため、市は、県方針を踏まえ、関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携促進を図りつつ、公共建築物における木材の利用を担う設計者や木材の加工技術者その他の人材の育成、木材に関する研究及び技術の開発・普及、公共建築物の利用に適した木材の供給体制の整備、公共建築物における木材の利用の具体的な事例や建築コスト、木材の調達方法等に関する情報の収集・分析・提供その他の施策の総合的な展開が図られるよう努めるものとする。

**第4 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲**

公共建築物の整備においては、第2の木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を推進するものとする。

この場合、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を推進するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を推進する対象としないものとする。

なお、建築基準法等における3階建ての木造の学校や延べ面積3,000平方メートルを超える建築物に係る規制に関し、「規制・制度改革に係る対処方針」（平成22年6月18日閣議決定）において、見直しが検討されていることから、当該規制の見直しに係る公共建築物についても、積極的に木造化を推進するものとする。

また、建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

## 第5 市が整備する公共建築物における木材の利用の目標

### (1) 木造化

市は、その整備する公共建築物のうち、第3の積極的に木造化を推進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物については、積極的に木造化を図るよう努力するものとする。

### (2) 内装等の木質化

市は、その整備する公共建築物について、高さ・面積の規模にかかわらず、直接又は、報道機関等を通じて間接的に市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。

### (3) その他の木材利用

市は、その整備するすべての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を推進するほか、公共土木事業資材についても木製品の利用を促進する。また、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質ペレットを使用したストーブなど、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。この場合も、可能な限り広島県産材製品を使用するものとする。

砂防・治山・河川・公園・道路等公共事業においても、豊かな生活環境や自然環境を保全するため間伐材の利用促進を推進するものとする。

### (4) 府中市が補助する公共建築物等

市は、公共建築物の整備等の補助にあたって、事業主体の理解を求め、可能な限り1から3に準じて府中市産材・広島県産材が積極的に使用されるよう配慮するものとする。

## 第6 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有及び木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、公共建築物の整備における木材の利用の動向やニーズに応じた木材の適切な供給のための品質性能の明らかな木材の加工体制及び流通体制の整備や合法性等が証明された木材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

## 第7 その他公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

### (1) 推進体制

府中市の所管に属する公共建築物の木材の利用の促進に向けた関係部局間の連絡・調整等を円滑に行うため、府中市公共建築物木材利用促進連絡会議を設置する。

府中市公共建築物木材利用促進連絡会議は、各部局等が整備する公共建築物の木造化等の協議、木造化等検討に必要な情報の収集・提供を行う。

### (2) 公共建築物整備計画企画・立案にあたっての留意

公共建築物を整備しようとする主務課は、当該整備を企画・立案する際に、木造化及び内装等の木質化を検討する。

公共建築物整備市方針の推進に係る関係部局の役割と公共施設等の木造化・木質化を推進する具体的な対象施設等は(別紙1)のとおりとする。

## 附則

この市方針は、平成24年9月1日から適用する。